

令和5年度越谷市社会福祉審議会

第1回障害者福祉専門分科会・第1回児童福祉専門分科会

会議録

日時：令和5年7月31日（月）

15：30～17：00

場所：越谷市役所本庁舎8階

第1委員会室

●障害者福祉専門分科会

○委員定数（16名）

○出席委員（12名）

高野 淑恵	委員	越谷市手をつなぐ育成会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
松田 繁三	委員	越谷市医師会
古野 量平	委員	越谷公共職業安定所
高橋 忠	副分科会長	越谷市歯科医師会
桑原 礼子	委員	やまびこ家族会
新美由美子	委員	越谷市ボランティア連絡会
愛甲 悠二	委員	埼玉県立越谷特別支援学校
中根 陽子	委員	埼玉県障害難病団体協議会
朝日 雅也	分科会長	埼玉県立大学名誉教授
友野由紀恵	委員	公募委員
角田 範夫	委員	公募委員

○欠席委員（4名）

高橋 一夫	委員	ロービジョン友の会アリス
岡野 昌彦	委員	越谷市医師会
宮下 昭宣	委員	越谷市聴覚障害者協会
長島 祐輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校

●児童福祉専門分科会

○委員定数（17名）

○出席委員（12名）

関根 英子	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
竹村 厚子	委員	越谷市私立幼稚園協会
佐藤 勝	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
佐藤 辰之	委員	越谷市医師会
五味田真紀子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
中岡 朋代	委員	越谷市子育てサークルネットワークの会
齋藤 宏之	委員	埼玉県越谷児童相談所
越智 幸一	分科会長	埼玉県立大学保健医療福祉学部社会福祉子ども学科
宮地 さつき	委員	文教大学人間科学部人間科学科
安井 弘恵	委員	公募委員
後藤 孟司	委員	公募委員
平川 好子	委員	公募委員

○欠席委員（5名）

高橋 奨	委員	越谷市商工会議所
田島 昌子	委員	越谷市小学校長会
近藤 明生	委員	越谷市PTA連合会
長島 裕輔	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
日比谷富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会

※佐藤勝委員と長島裕輔委員は、両分科会を兼務

○事務局出席者（16名）

小田 大作	福祉部長
富岡 章	子ども家庭部長
山崎 健晴	福祉部障害福祉課長
関 泰輔	子ども家庭部子ども施策推進課長
金子 豊	子ども家庭部子ども福祉課長
渋谷 博之	子ども家庭部子ども福祉課児童発達支援センター所長
黒沢 和人	福祉部障害福祉課副課長
杉野 一樹	福祉部障害福祉課副課長
市川今日子	子ども家庭部子ども福祉課副課長
平塚友紀子	子ども家庭部子ども福祉課子ども安全室長
高橋 成人	福祉部障害福祉課主幹
渡部 圭介	子ども家庭部子ども福祉課主幹
木村 覚	福祉部障害福祉課主査
野中奈保子	子ども家庭部子ども福祉課主査
丸岡 龍介	福祉部障害福祉課主任
坂田憲太郎	福祉部障害福祉課主事

1 開会

開会の後、新任委員の紹介があった。

また、越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定により、会議は委員の半数以上の出席で成立することを説明。障害者福祉専門分科会は委員総数16名のうち12名が、児童福祉専門分科会は委員総数17名のうち12名が出席しているので、会議が成立することを報告した。

続いて、朝日分科会長から挨拶をいただいた。

2 議事

議事進行については、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第6条第2項の規定に基づき、朝日分科会長が議長となり議事を進行した。

また、本審議会が越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明後、傍聴者1名が入場した。

○報告事項（1）第5次越谷市障がい者計画の進捗状況について

事務局から資料1に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

3ページの「③-2成年後見制度利用援助事業の充実」に「権利と財産」と書いてあるが、「資産」という言葉も市役所によく聞く。「資産」という言葉を使わない理由があれば教えていただきたい。

7ページの「②-2児童発達支援センターにおける外来発達相談の充実」に「他の関係機関からの情報を共有するなど連携を図り、」とあるが、「他の関係機関」とは具体的にどのようなところなのか代表的なものを教えていただきたい。

20ページの下から2行目に「継続した取組みを進め、」とあるが、より高い目標に向かって努力するということを言っているのか。それとも同じペースでしばらくやっっていくということなのか。

【事務局】

20ページの総括の部分については、「計画通りあるいは計画以上に進捗している事業等」について、引き続き計画以上の成果を残せるように取り組んでいくということである。

3ページの「財産」という言葉については、成年後見制度の中では「資産」などを含めて「財産」という言葉が使われている。裁判所も「財産管理簿」をつけるようになど、「財産」という言葉を使っており、こちらでは「財産」を守ると表記している。

7ページの児童発達支援センターでは、外来の発達相談を受けており、作業療法士、理学療法士、言語聴覚士等の専門職が相談を受けている。他の関係機関としては、保健センターや教育センター、医療機関等と情報を共有している。

【議長】

他の関係機関はたくさんあるので同じような取り扱いで並べるのは難しいのではないかと。特に重要なところがあれば「〇〇機関など」といった例示があっても良いかもしれない。

進捗状況報告については、計画通り、計画以上、計画以下を矢印でわかりやすく可視化していただいた。それに加えて、進捗状況がどうだったかだけでなく、それを踏まえてどのように総括するのかという点が重要であることから、20ページに記されている部分を強化していただいた。障がい者計画は障がい福祉計画や障がい児福祉計画の基盤になるもので、現在進行中の計画であるが、障がい福祉計画等を議論する上で必要なご質問等をお寄せいただければと思う。

○報告事項(2) 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から資料2に基づき説明を行った。

質疑等(要旨)

【委員】

1ページの「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」の文章を読むと、施設入所者の削減ありきで述べられている印象を受ける。定員をめぐる課題には増員があったり、縮小があったりすると思うが、削減という言葉は冷たいのではないかと。定員についての話と受け取りたいと思うがいかがか。

精神障がい者については、「入退院の状況の把握が困難である」と書かれているが、把握するのは誰の仕事なのか。

【事務局】

「施設入所者の削減」という表現については、国の基本指針の中で使われている。本市としては国の表現をそのまま使っているが、具体的な目標は設定しないことを説明するため記載している。精神障がい者の入退院の状況の把握が困難である件については、市町村単位ではなく、県が把握して県の障がい福祉計画に落とし込んでいくということである。

【委員】

精神障がい者についての説明はわかったが、把握困難だと市として困らないのか。私が知る範囲でも、問題が起こってパトカーが呼ばれたり、入院している入院していないといったこともあった。精神障がい者の方が苦しんでいるのをどのように見るのか。対策を期待したい。

【議長】

施設入所者数については、数値目標を設けていないため達成率は出ない。ただ、実績として詳細を見ると、令和3年度の施設入所支援利用者は201人、令和4年度で193人となっている。目標値は出さないが実績値はあると思うので、進捗を把握したり、これから計画を策定する上で、全体の実績を見るために示した方が考える上で有用ではないか。今は埼玉県は目標を設定しない考えとなっているが、それでも実績が減っているのであれば、目標をつくっても良いのではないかとということになるかもしれない。

精神障がい者については、事務局の回答の通り県でないといけないと思うが、県の実績を越谷市の人口比率で割って推計するなど、計画の進捗を判断する材料として数値はあっても良いのではないか。

【委員】

数値目標を設定して政策の達成率をフォローすべきではないかとこれまでの会議で何度か発言してきた。本日の報告では、数値が具体的に示されており、優れて良いレポートだと思う。障がい者計画の数値目標の総括には全75指標と書いてあるが、説明では72指標と言っていたような気がする。計画以上になった指標が56%とあるが、令和3年度と4年度の数値の達成率は大変良い。行政が計画の進捗をうまくトレースしていると感じた。数値目標の結果についても大いに評価したい。

【事務局】

数値目標の指標数は全72指標が正しい。

【議長】

事務局で精査して対応していただきたい。

○協議事項（1）第7期越谷市障がい福祉計画・第3期越谷市障がい児福祉計画（骨子案）について

事務局から資料3、資料4、参考資料1に基づき説明を行った。

質疑等（要旨）

【委員】

もう少しゆっくり説明していただきたい。

【委員】

関連して、説明する人ははっきり伝わるように配慮していただきたい。5ページに国の基本指針を抜粋して掲載しているのはどのような意味があるのか。市役所の方は国の政策動向を見守りながら施策に邁進するという言い方をする。それは決して間違っていないが、では担当者はどのように考えているのか。基本指針については、順序を整理する必要がある。地域共生社会の実現に向けた取組みや人権意識の向上など一緒に生活するというを前面に出した方が良い。やまゆり園の事件から7年という報道があったが、児童や高齢者の虐待が少しでもなくなるために計画を立てて取り組むことが非常に重要であるが、その根本ができていなければ駄目ではないか。時代に対応して、人権やジェンダー平等、共生社会、福祉の充実といったことを反映していただきたい。

【議長】

まず、説明について、全部最初から説明しなおすのは時間的に難しいため、変更点について委員の皆さんに特に理解していただきたいところを重点化して説明していただきたい。

事務局から資料3の要点について再度説明を行った。

【議長】

国の基本指針を踏まえて、越谷市としてどのように対応していくか、市を主語として説明するとしたらいかがか。

【事務局】

障がい福祉計画は、国の基本指針に基づいて都道府県がそれぞれの方針をつくり、さらに市町村が方針をつくるという三段構えになっている。市町村の独自性を出すというより、国の基本指針に沿って、市町村でどの事業にどのくらいニーズがあるのか、ニーズに対応できる社会資源や事業所等がどのくらいあるのかを再確認しながら見込量を設定していく。そうした中では、市町村の独自性はなかなか出せないのが実情である。国は全国的な事業を障害者総合支援法と児童福祉法で展開しているので、見込量を集計して、どの事業がどのくらい足りていないのか、この事業は充足している、といったような測り方をしている。また、足りない事業所を優先的に認可していくといったことにも使われている。越谷市は事業所の認可ができる中核市なので、国や県の動向に左右されず、事業所の話を聞いて認可することができる。また、越谷市の独自性については、この計画とは別に、障害者基本法に基づき策定した障がい者計画という5年間のものがあり、骨子案の4ページにある基本理念は、障がい者計画の中で謳っているもので、基本理念がかなうような社会に向けた市の施策を推進するものである。国の動きとしては、地域共生社会という考え方も出てきているので、福祉分野の上位計画である地域福祉計画等と整合を図りながら理念を整理し、必要な事業の見込量を障がい福祉計画で設定することになる。

【委員】

理念的なことが大事だというのは同感である。6ページの文章が大変気になる。入所を希望する待機者が多い状況であることから具体的な目標を設定しないというのはどういうことか。施設入所を希望する待機者が多いから数値的把握ができないし進めることもできないという意味合いであれば、誠に悲しいことである。イギリスの貧困分析でも貧困をランク付けして分析している。入所を希望する待機者が多い状態であることから、具体的な数値は設定できないという悲しい文言であってはいけない。社会調査をきちんとすべきではないか。

【議長】

4ページに障がい者計画の基本理念が記載されているが、これから議論する障がい福祉計画、障がい児福祉計画はこの地域社会を実現するための福祉の供給やニーズに対応したサービス提供がどのくらい必要なか明らかにするということである。この基本理念に則り、サービスの供給計画をきちんと立て、関係性を把握しておく必要がある。

6ページにあるように入所を希望する待機者が多いとすれば、なぜ多いか分析する必要があるが、本人が入所を希望している可能性は少ないのではないか。家族を入れると入所による支援のニーズはあるかもしれない。そういう状況を把握する必要があり、表面的に数値を出すということではない。項目の理由付けや目標をどのようにしていくかはこれからの議論になる。

【委員】

私は、特別支援学校から来ているが、就労支援の定着率については基準が大事である。何か月を基準に数値を出しているのか、数値だけだと何が課題なのかを見落とす可能性がある。その分析は大事である。インクルージョンについては、11ページに新しい項目を追加しているが、とても幅広い表現であると思う。本校には医療的ケアのある生徒で一般校と同等の授業を受ける生徒もいる。一方で、そのような生

徒で地域の学校に転校する方も出てきている。発達障がいや精神障がいだけでなく、肢体不自由のある子どもについても考えていただきたい。

【委員】

8ページの地域生活支援拠点等の整備、11ページの医療的ケア児等のための関係機関の協議の場の設置、12ページの基幹相談支援センターの設置については、既に今の進捗状況報告書に設置済みとあるが、令和6年度以降にも項目として反映している意味を教えてください。

【事務局】

こちらについては、国の基本指針の中で計画において項目を設定することとされているため、既に達成されている項目についても計画に掲載することとしている。

【委員】

載せなければならないのであればやむを得ないが、もう少し発展的な項目にできればその方が望ましいのではないかと。

【委員】

11ページの医療的ケア児等に関するものや、23ページの地域生活支援拠点等に関するものなど、コーディネーターという言葉が散見される。これも国から降りてきた言葉だと思うが、コーディネーターの定義はあるのか。資格などの定義があれば教えてください。

【委員】

私はハローワークから来ているが、ハローワークで人を採用するということになったときに、国でもコーディネーターの資格などある程度の指針は示している。ただ、そこには理想と現実があり、限界があることもご理解いただきたい。国のやることを全国一律で実施するのは簡単にはいかない。国として大事なことはそのような知見のある人を採用することであり、資格や定義についてはやむを得ない部分もある。

【議長】

体制や施設について設置済みの項目については、設置した後の検証など発展的な項目の掲載があると良いのではないかと。また、コーディネーターの役割を担う人を配置するが、どのような資格の人なのか、あるいはどのような人が兼ねるのか、今いる人がどうなるのかについては、まさにこの実施状況の中に市の姿勢として書き込んでいくのが良いのではないかと。

3 その他

事務局から、次回は11月頃の開催を予定している旨の説明があった。

4 閉会

閉会に伴い、越智分科会長より挨拶をいただいた。

(以上)